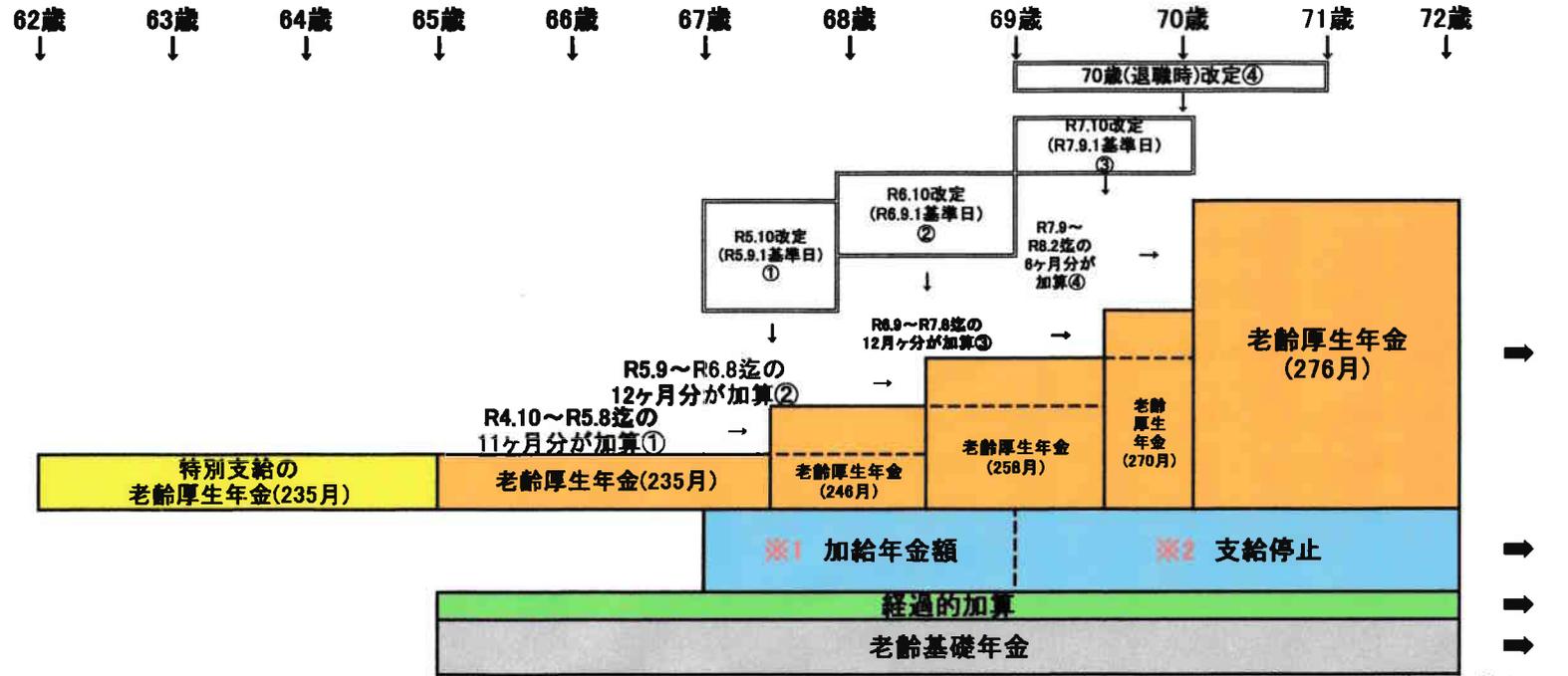
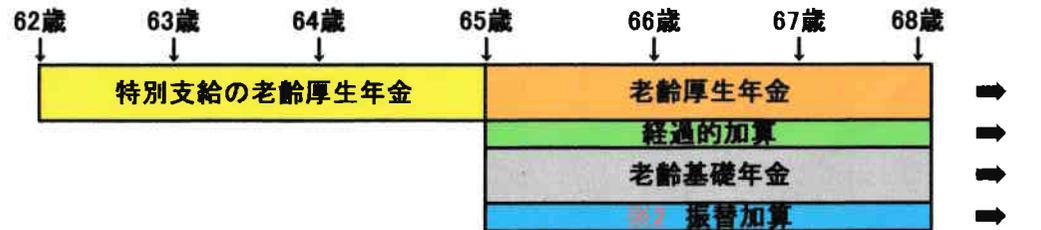


令和4年10月1日(満66歳)に厚年再加入



※1 令和4年10月から令和5年2月までの5ヶ月分で厚年240ヶ月に達し、加給年金額が受給できる資格を得ることができる



※2 加給年金額の対象であった妻が65歳に達したことで、当該妻には振替加算が加算され、同時に、夫に支給されていた加給年金額は支給停止となる

〈夫〉

- ・S31.3.31生>特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分が62歳から支給されている
- ・厚年保険料納付済期間>235月
- ・国年保険料納付済期間>240月
- ・週24時間勤務で、現状、厚年未加入
- ・令和4年10月1日施行の、従業員数100人超の企業に適用されることになる「短時間労働者への被用者保険の適用拡大」により、同日付で当該被用者保険の被保険者の資格を取得した場合で、その後も働き続け、70歳で退職するケース

〈妻〉

- ・S35.7.29生>特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分が62歳から支給される
- ・厚年保険料納付済期間>120月
- ・国年保険料納付済期間>238月
- ・現状、専業主婦